

令和5年度木材需要の創出・輸出力強化対策のうち

「クリーンウッド」実施支援事業のうち

違法伐採関連情報等の提供

報告書

「クリーンウッド・ナビ」の更新情報に関する追加コンテンツの整備
及び掲載済み「国別情報」の見直し

「クリーンウッド・ナビ」掲載情報に関する問合せ対応

令和6年3月

林野庁

令和5年度木材需要の創出・輸出力強化対策のうち
「クリーンウッド」実施支援事業のうち
違法伐採関連情報等の提供
報告書

目次

1)事業の目的	1
2)実施体制	2
3)実施内容	
「クリーンウッド・ナビ」の更新情報に関する追加コンテンツの整備及び掲載済み「国別情報」の見直し	3
(1) 終了した調査事業報告書の掲載	
(2) 「クリーンウッド・ナビ」の「国別情報」の掲載内容の見直し等	
(3) 「クリーンウッド・ナビ」の「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」の更新	
(4) その他	
「クリーンウッド・ナビ」掲載情報に関する問合せ対応	13
(1) 概要	
(2) 問合せ窓口の設置	
(3) 問合せ状況	
(4) 問合せ内容	

1)事業の目的

平成 29 年 5 月に、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が施行され、同年 11 月からは、本法に基づく木材関連事業者の登録が始まった。

このような中、木材関連事業者が同法に基づく合法性の確認等を効率的に行うことができるよう、国は同法第 4 条に基づき、同年 5 月から情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開し、国別・地域別の違法伐採関連情報の提供を行っている。

「クリーンウッド」実施支援事業のうち違法伐採関連情報等の提供（以下、「本事業」という）は、「クリーンウッド・ナビ」の掲載情報を更新・拡充を行うとともに、掲載情報に関する事業者等からの問合せに対応することを目的とする。

当報告書は、本事業のうち「クリーンウッド・ナビ」の更新情報に関する追加コンテンツの整備及び掲載済み「国別情報」の見直し、及び「クリーンウッド・ナビ」掲載情報に関する問合せへの対応についての報告である。

2) 実施体制

本事業のうち「クリーンウッド・ナビ」の更新情報に関する追加コンテンツの整備及び掲載済み「国別情報」の見直し、「クリーンウッド・ナビ」掲載情報に関する問合せへの対応は、一般社団法人 全国林業改良普及協会（以下、全林協）が実施した。Web のコンテンツ作成など IT の知識と技術を必要とする作業は、株式会社プロズデザインに再委託した。事業従事者は表 1 のとおりである。

表 1 事業従事者

事業従事者	所属・役職	役割分担
中山 聡	専務理事	事業監理
本永剛士	編集制作部 担当部長	全体管理、監督、窓口専門家との連絡調整
岩渕光則	編集制作部長	業務全般のサポート・助言
仮家晋一郎	編集制作部次長	業務全般のサポート、情報の整理編集、Web 作成 依頼・確認
三石 麗	編集制作部主幹	事業費・委託費（人件費）管理
小黒 勝	総務部主幹	事業費・委託費（会計）管理サポート、日報受取
只野正人	編集制作部主幹	Web 作成依頼・確認の補佐
安藤麻菜	編集制作部主任	Web 作成依頼・確認、木材関連事業者登録一覧更新確認
吉田憲恵	編集制作部	木材関連事業者登録確認サポート
石井麻美	編集制作部	事業費・委託費 経理事務・管理
森本 唯	編集制作部	事業費・委託費（人件費）管理
守屋貴史	総務部	事業費・委託費（会計）管理
丸井みのる	編集制作部スタッフ	木材関連事業者登録一覧更新確認
加藤正彦	（一社）全国木材組合 連合会	「クリーンウッド・ナビ」掲載情報に関する問 合せ対応
-	（株）プロズデザイン	Web のコンテンツ作成、サイト更新

3) 実施内容

「クリーンウッド・ナビ」の更新情報に関する追加コンテンツの整備及び掲載済み「国別情報」の見直し

「クリーンウッド・ナビ」における国別・地域別の法令や木材流通等に関する情報について、更新・拡充を行うためのコンテンツを整備するとともに掲載済みの「国別情報」の見直しを行った。実施に当たっては、林野庁木材利用課合法伐採木材利用推進班（以下、林野庁）から全林協が、国別・地域別の法令や木材流通等に関する情報を受け取り、「クリーンウッド・ナビ」の更新情報に関するコンテンツを整備し、また、登録木材関連事業者への照会を基に登録木材関連事業者のデータベースの整理・更新を行った。

(1) 終了した調査事業報告書の掲載

- ・令和3年度「クリーンウッド」利用推進事業のうちクリーンウッド法定着実態調査事業報告書
- ・令和3年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国リスク情報活用に向けた調査報告書
- ・令和4年度「クリーンウッド」普及促進事業のうち違法伐採関連情報の提供報告書

(2) 「クリーンウッド・ナビ」の「国別情報」の掲載内容の見直し等

①林野庁から提供された、令和3年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国リスク情報活用に向けた調査及び令和4年度「クリーンウッド」普及促進事業のうち違法伐採関連情報の提供事業で作成された電子データを用いて、EU、ドイツ、イギリス、アメリカ、オーストラリア、オーストリア、カナダの7か国・地域のページの情報の更新・拡充を行った（表2）。

表2 クリーンウッド・ナビへの新規作成・追加作業

国名	作業内容
欧州連合（EU）	追加情報更新：PDF ファイルの表示設定、参照リンク設定
ドイツ	新設：テキスト入力、表テーブル作成、PDF ファイルの表示設定、参照リンク設定
英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）	新設：テキスト入力、表テーブル作成、PDF ファイルの表示設定、参照リンク設定
米国	追加情報更新：PDF ファイルの表示設定、参照リンク設定
オーストラリア	追加情報更新：PDF ファイルの表示設定、参照リンク設定

オーストリア	新設：テキスト入力、表テーブル作成、PDF ファイルの表示設定、参照リンク設定
カナダ	全面更新：テキスト入力、表テーブル作成、PDF ファイルの表示設定、参照リンク設定

②掲載済み国別情報の内容について過去の委託・補助事業の成果を踏まえて見直しを行い、事業者が合法性確認を行う上で有益となる情報に特化したページ「合法性の確認について知りたい方はこちら」を新設し（図1）、詳細な情報を掲載したページへを新規に作成するなど、林野庁と協議の上で「クリーンウッド・ナビ」の再構成を行った。

新設した「合法性の確認について知りたい方はこちら」の仕様としては、各メニューのタブをクリックするとメニュー下に詳細内容と「click」が表示される（図2～図5）。また、「click」先は、メニューに合わせたページのリンクが貼り付けされており、「合法性確認のためのフローチャート、チェックリスト」（図6）、「各国の合法性の確認に活用できる書類」（図7）、「リスク評価の参考になる関連情報を提供しているサイトについて」（図8）のページを新たに作成した。

合法伐採木材等に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」

合法伐採木材等に関する情報提供

クリーンウッド・ナビ

Clear Wood Navi

お問い合わせはこちら

注目情報

改正クリーンウッド法の説明会を開催しました。

パブコメ結果・クリーンウッド法政令案

木材関連事業者の登録一覧を2月29日現在に更新しました。 New

調査事業（専門委員会の設置・運営）の成果等の概要を掲載しました。 New

登録木材関連事業者の年度報告（令和4年度）を公表しました。 New

[これまでの注目情報](#)

クリーンウッド法等の制度について知りたい方はこちら

国別情報について知りたい方はこちら

木材関連事業者の登録をお考えの方はこちら

登録木材関連事業者を確認したい方はこちら

合法性の確認について知りたい方はこちら

- 合法性の確認等の取組方法
- 合法性の確認を行う手引き
- 合法性の確認に活用できる各国の資料、参考となる法令等
- 各国の違法伐採リスクの評価等に役立つ情報

図1 「クリーンウッド・ナビ」トップページに追加された「合法性の確認について知りたい方はこちら」

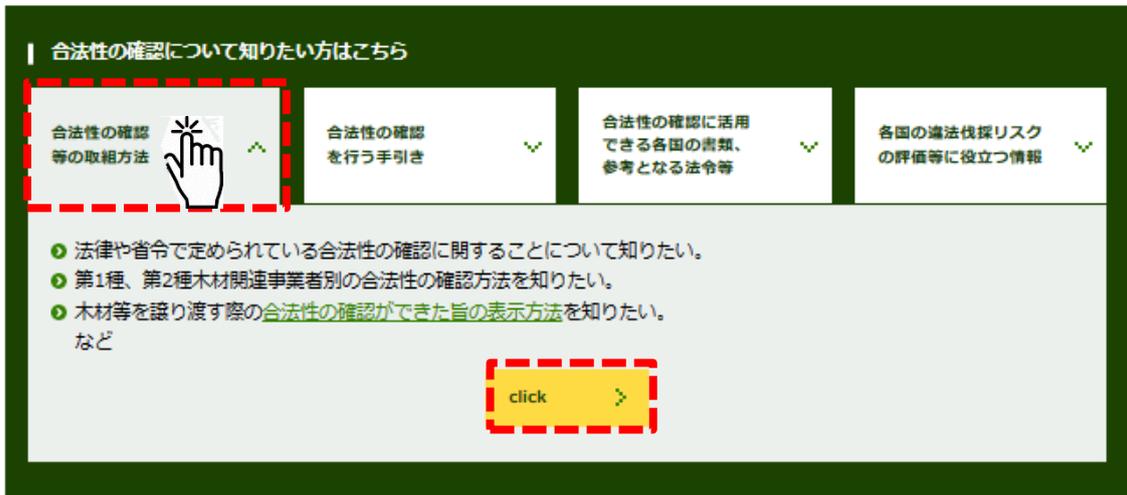


図2 「合法性の確認等の取組方法」
 タブメニューをクリックすると詳細内容が表示され、
 「click」をクリックすると該当のページが表示される



図3 「合法性の確認を行う手続き」



図4 「合法性の確認に活用できる各国の書類、参考となる法令等」



図5 「各国の違法伐採リスクの評価等に役立つ情報」

合法性確認のためのフローチャート、チェックリスト

クリーンウッド法における合法性確認は、大きく次の3つの手順からなります。

- 手順1：書類の収集
- 手順2：違法伐採リスク評価
- 手順3：リスク緩和措置

林野庁が実施した下記の調査の報告書の「巻末資料1」のp19に、この3つの手順を示した「クリーンウッド法における合法性確認のフローチャート」が掲載されています。

活用にあたっては、同「巻末資料1」のp16からの「3 合法性確認等の全体像」を参照してください。

フローチャート

[フローチャート【PDF\(767KB\)】](#)

チェックリスト

フローチャートにあるチェックリスト1~3は次のページに掲載されています。

チェックリスト1：巻末資料 P28

[\[PDF\(488KB\)\]](#)

[\[Excel\(16KB\)\]](#)

チェックリスト2：巻末資料 P37

[\[PDF\(495KB\)\]](#)

[\[Excel\(17KB\)\]](#)

チェックリスト3：巻末資料 P41

[\[PDF\(486KB\)\]](#)

[\[Excel\(15KB\)\]](#)

(報告書)
[令和3年度 林野庁委託事業「クリーンウッド」利用促進事業のうち生産国リスク情報活用に向けた調査報告書 上巻\(合法性確認の手引きの作成等\) 巻末資料1 令和5年3月 林野庁 \(PDF: 2.3MB\)](#)

図6 「合法性確認のためのフローチャート、チェックリスト」

各国の合法性の確認に活用できる書類

● [アジア](#) ● [アフリカ](#) ● [南米](#) ● [ヨーロッパ](#) ● [北米](#) ● [大洋州](#)

国・地域	合法性の確認に関する法令、システム、施策等	合法性の確認に活用できる書類の事例 リスク領域に関する情報
アジア		
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> ① 木材合法性証明システム (SVLK) ② 木材合法性証明システム (SVLK) の実施状況 ③ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ① 合法性の確認に活用できる書類の事例
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ① 合法伐採木材等に関する法令の概要 	<ul style="list-style-type: none"> ① 合法性の確認に活用できる書類の事例
カンボジア	<ul style="list-style-type: none"> ① 合法伐採木材に関する法令及びその運用 ② 法令 ③ 関係行政機関一覧 ④ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ① 合法性の確認に活用できる書類の事例
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ① 合法伐採木材に関する法令等及びその運用 ② 法令 ③ 関係行政機関一覧 ④ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ① 合法性の確認に活用できる書類の事例
中国	<ul style="list-style-type: none"> ① 森林伐採・木材流通に係る行政体制 ② 新森林法による変更点 ③ 非森林地における積木の取扱概要 ④ 法令 	<ul style="list-style-type: none"> ① 合法的な伐採から輸出までの手続き ② 合法性の確認に活用できる書類の事例
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ① 合法伐採木材に関する法令及びその運用 ② 法令 ③ 関係行政機関一覧 ④ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ① 合法性の確認に活用できる書類の事例
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ① 木材合法性証明システム (VNTLAS) ② その他木材等の適正な流通の確保に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ① VNTLASで作成される合法性を証明する書類
マレーシア (全般)	<ul style="list-style-type: none"> ① 合法伐採木材に関する法令等及びその運用 ② その他木材等の適正な流通の確保に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ① 合法性確認に使用できる書類や情報
マレーシア (サバ州)	<ul style="list-style-type: none"> ① 合法伐採木材に関する法令等及びその運用 ② 法令 ③ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ① 合法性の確認に活用できる書類の事例
マレーシア (サラワク州)	<ul style="list-style-type: none"> ① 合法伐採木材に関する法令等及びその運用 ② 法令 ③ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ① 合法性の確認に活用できる書類の事例

図7 「各国の合法性の確認に活用できる書類」(一部抜粋)

リスク評価の参考になる関連情報を提供しているサイトについて

下記の報告書の「巻末資料2」に、リスク評価の参考になる関連情報を提供しているサイトがリスト化されています。

このリストでは、リスク評価のために確認したい事項（情報）が、どのサイトに掲載されているか示されています。

チェックリスト	項目	確認したい事項	情報提供サイト【外部リンク】									
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			ティンバーレックス	森林ガバナンスと合法性	ソーシング・ハブ	木のリスク評価プラットフォーム	違法森林減少と関連取引リスク	オープン・ティンバー・ポータル	グローバル・フォレスト・ウォッチ	腐敗認識指数	絶滅危惧種レッドリスト	フェアウッド・パートナーズ
2	2(1)	調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類の取得の有無	○	○	○	○		○				
	2(5)	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係			○							
	4(1)a	伐採国の汚職・腐敗が行われている可能性					○			○		
	4(1)b	違法伐採対策に関する法令の整備状況	○	○	○							
	4(2)	伐採国又は地域における、違法伐採や違法行為等の有無		○	○	○	○					○
	5(3)a	当該の樹種が、記載された伐採国又は地域に分布するものかどうか				○	○				○	
	5(3)b	伐採国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種が含まれていないか	○		○	○	○					
	5(6)	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種が含まれていないか		○	○		○					○
3	3(1)	伐採地に関するヒアリングや訪問調査の結果			○							
	3(2)	伐採地の衛星データ						○	○			

(報告書)

令和3年度 林野庁委託事業「クリーンウッド」利用促進事業のうち生産国リスク情報活用に向けた調査報告書 上巻（合法性確認の手引きの作成等）巻末資料2 令和5年3月 林野庁 (PDF: 1.0MB)

図8 「リスク評価の参考になる関連情報を提供しているサイトについて」

(3) 「クリーンウッド・ナビ」の「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」の更新

登録実施機関と調整の上、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者の情報を毎月末日時点での新規・更新登録、登録抹消、登録内容の変更を確認・整理し、検索・照会ページのデータベースの更新を行った。

具体的な作業としては、全林協の担当者が、登録実施機関担当者（全6機関）に、新規・更新登録、登録抹消、登録内容の変更について問合せを行い、「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」と「登録抹消事業者一覧」の Excel ファイルを更新した。これらの情報を基に、(株)プロズデザインの担当者が「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」ページの内容を修正、追加、削除した。更新された「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」Excel ファイルをもとに PDF ファイルを作成した。作業は、2023年6月末分～2024年2月末分の更新まで実施した。

また、毎月1回、更新された「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」と登録実施機関の各コーポレートサイトに掲載されている「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者」の内容とを照合して整合性が図れるようにした。

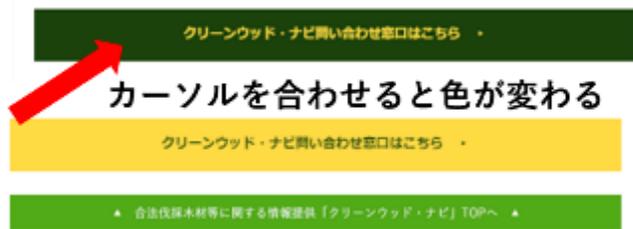
(4) その他

その他、上記以外に実施した作業は表3のとおりである。

表3 クリーンウッド・ナビ関連のその他作業

修正・変更内容	画像
<p>クリーンウッド・ナビ TOP ページ下部の「お問合せ窓口」のデザイン変更／林野庁の電話表記とメールアドレスを削除。全林協で契約した専用電話番号、メールアドレスを掲載</p>	
<p>TOP ページタイトル帯に「問合せボタン」追加</p>	

「下層の問合せリンクバナー」のデザイン変更



「クリーンウッド・ナビ」掲載情報に関する問合せ対応

(1) 概要

「クリーンウッド・ナビ」に掲載された情報に関する相談窓口用の専用電話番号、メールアドレスを設置し、問合せ対応を行った。

問合せの対応に当たっては、クリーンウッド法の制度や「クリーンウッド・ナビ」で掲載されている国等の法令情報等について十分理解している専門家を配置し、林野庁担当者に相談しつつ回答を行った。なお家具等にかかる問合せについては、所管する経済産業省とも調整を図った。

また、問合せがあった案件については、その都度、林野庁担当者に報告した。

(2) 問合せ窓口の設置

問合せ窓口の専用電話（03-6758-2023）を（一社）全国木材組合連合会事務所内に設置するとともに専用メールアドレス（cleanwood@ringyou.or.jp）を用意し受付体制を整備して、令和5年6月1日（木）から受付・対応を実施した（作業終了は令和6年3月8日（金））。電話での受け付けは、土日、祝祭日を除く9:30～17:00（12:00～13:00を除く）で対応した（電子メールは常時受け付け）。

(3) 問合せ状況

電話と電子メールによる問合せは期間中33件あった（表4）。そのうち、電子メールによる問合せが18件で電話による問合せは15件であった。（全林協が前回（令和2年度）同作業を実施した際は、電話による問合せが8割（受付期間が異なるものの受付件数は63件）であった。）

問合せの月別件数は、8月7件、9月5件、10月6件、11月3件、12月4件、令和6年1月1件、2月6件、3月1件だった。また、問合せ者の内訳をみると事業者26件、団体4件、その他3件（国内の行政機関（県）1、海外の審査機関1、個人1）であった。

(4) 問合せ内容

本事業期間中に受理した問合せ内容と回答を表4に示した。問合せの内容を見ると、改正クリーンウッド法（令和5年5月公布）に関するものが全体の約3分の1となっており、関心の高さがうかがわれる。改正法に関する問合せの内容も、第1種木材関連事業者の合法性確認義務化の範囲（事業者の規模等）を尋ねるもの、商品リストを添付した上でリストの商品が対象となるかどうかを尋ねるなど、具体的な質問があった。

全林協が令和2年度に同作業を実施した前回より件数は半減したが、当時は国の助成事業（林野庁補助事業「外構部の木質化対策支援事業」及び「JAS構造材実証支援事業」）で登録事業者が優遇されることに関する質問が多くを占めていたのに対し、今回は現行法の理解も進みより詳細で具体的な問合せが多かった。

林野庁が平成18年に定めた「木材・木材製品の合法性証明のためのガイドライン」とクリーンウッド法の違いについて以前は多くの問合せがあったが、今回はガイドラインに触れた問合せはほとんど見られなかった。

海外からの輸入・輸出に関する質問も数件あった。輸入では東南アジア、中国、ロシア等からの輸入に関する問合せがあった一方、輸出については豪州に製品（文具）を輸出する際の原料の合法性についての質問もあった。さらに、海外（韓国）の審査機関から、日本のクリーンウッド法の制度についての問合せもあった。

(5) 結果の整理と所感

今回は、改正法の公布直後ということで、特に改正法についての問合せが目立った。施行が令和7年4月となっていることから、今後問合せの件数もさらに増えると想定され、法改正で義務化されることとなった川上・水際の事業者の合法性確認・記録・情報の伝達等についても、具体的な質問が増えてくると予想される。

以前に多かった「登録するとどんなメリットがあるのか」といった質問はほとんどなかった。

また、今回は小売事業者や文具メーカーなどより消費者に近い事業者からの問合せがあったことから、需要者側からの関心も高まっているのではないかと感じた。

「クリーンウッド・ナビ」は、クリーンウッド法に関する情報源（ポータルサイト）として非常に大きな役割を果たしており、問合せ窓口も事業者、消費者との貴重な接点となっていることから、今後も継続して問合せへの対応や、効果的な情報提供のあり方等を検討していく必要があると思われる。また、改正法を含め制度の理解促進の効果はなかなか目に見えにくいですが、問合せ件数やその内容を検討することは、事業者や消費者の理解や関心の程度を知る一つの手段として貴重なものと考えられる。

表4 クリーンウッド・ナビ問合せ内容

受付順	問合せ元	問合せ内容	対応
① 2023年8月	事業者 (木材製品メーカー)	①6/14、23の「改正クリーンウッド法の説明会」(林野庁)質疑応答にて「法改正後も第1種の登録制度は継続する」とあるが、第一種に該当する事業者は登録必須となるのか。あるいは、事業者登録は不要で、第一種の合法確認のみを実施することも可能か。また、法改正後の変更がある事業者登録の登録要件を教えてください。 ②上記事業者登録が不要となった場合、登録事業者が行っているような年1回の報告義務のような、年次監査のような制度ができるのか。	①改正法においても登録は義務ではなく任意であるが、登録の有無にかかわらず、川上・水際の木材関連事業者は、1. 原材料情報の収集等及び合法性の確認、2. 記録の作成、保存、3. 情報の伝達 以上の3点が義務付けされるとともに、一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者については、定期報告も義務付けとなる。 ②なお、登録事業者が行う年度報告や、改正法による一定規模以上の事業者を求める定期報告の詳細については今後主務省令にて定めることとしている。また、法改正に伴い、現在の登録要件は変更となる見込みだが詳細は今後省令等で示していく。
② 8月	事業者 (ホームセンター)	①小売(ホームセンター)が法の対象となると聞いているが、登録等の手続きはどうなるのか。 ②輸入品も手掛けており登録する場合どこに相談すればよいか。	①改正法の施行はこれから(2025年4月)。改正後の登録の手続きの詳細は、これから詰められると聞いており、現時点では未定。 ②登録実施機関に相談してほしい(クリーンウッド・ナビの「事業者登録について」のページを紹介し、ここに登録実施機関のリスト、問合せ先が掲載されていることを紹介)。
③ 8月	事業者 (木製品メーカー)	・弊社は間仕切りを製造・販売を行っており、木材(合板、LVL等)を加工し扱っている。仕入先は、「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者」に登録されている。この場合、弊社で取り扱う木材は基本的に合法性が確認された木材と考えてよいか。それとも購入する木材全てに合法性の確認が必要になるのか。	・現行クリーンウッド法においては、御社の仕入先である登録木材関連事業者は確実に合法性確認を行う者であるが、当該事業者から出荷されるものが必ずしも全て合法性が確認できたものとは限らないのでそこから調達されるものについて合法性が確認できたものか、そうでないかを知るためには、個々の木材に対して、調達先の事業者が行った合法性確認の結果を入手する必要がある。なお、登録木材関連事業者は、確実に合法性確認を行うと共に、その結果(合法性の確認を行った旨及び確認ができた場合はその旨)を、木材を譲り渡す者に伝達することになっているので、御社が依頼すれば対応されるものと考えられる。御社は第2種木材関連事業者に該当すると思われるが、第2種木材関連事業者に関しては、合法性の確認について現行も改正後も努力義務である。
④ 8月	事業者 (プレカット)	・公共物件で、外材(無垢材、集成材等)を納入する際にクリーンウッド法の適合品を求められたとき、登録証を添付すればよいか。	・木材の納品書に、登録番号と「クリーンウッド法に基づく合法性確認を行って確認できたもの(または、合法性の確認を行ったが確認できなかったもの)である。」との文言が必要となる。

⑤ 8 月	団体	・第一種事業者の義務化について、事業者の規模による義務化の扱いに違いはあるのか。	・今のところ、事業者の規模によって違いがあるという説明はなされていない。今後運用のための政省令が林野庁から出されるのでクリーンウッド・ナビ等で確認してほしい。
⑥ 8 月	事業者 (木製品メーカー)	・グリーン購入法のオフィス家具基準の中での木材の取扱について、「グリーン購入法適合商品が日本で生産された木材製品の場合は「クリーンウッド法」に準拠している」という解釈でよいか。	・グリーン購入法の下でのオフィス家具等に係る木質又は紙の原料となる原木についての合法性の確認は、クリーンウッド法の対象商品にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁ガイドライン（平成18年2月18日）に準拠して行うこととされている。よってクリーンウッド法の対象商品にあつては、グリーン購入法の判断の基準を満たすと判断されたオフィス家具等の合法性は、クリーンウッド法に即して合法性が確認された商品と言える。
⑦ 8 月	事業者 (デベロッパー)	・マンションのデベロッパー（販売事業者）は、木材関連事業者に入るのか。	・入らない。現行法では、建築・建設事業者までが木材関連事業者となる。
⑧ 9 月	事業者 (建設関係)	・全木連で作成した「クリーンウッドを使って世界と日本の森林を守ろう」のパンフレットを送ってほしい。	(全木連から送付)
⑨ 9 月	団体	・クリーンウッド・ナビにある「国別情報」のベトナムの掲載情報について 木材合法性証明システム (VNTLAS) (2)VNTLAS で作成される合法性を証明する書類の様式（木工品のパッキングリスト）は、オフィシャルなものか。	・ベトナムについては、一昨年現地調査しているもので、その時点でのオフィシャルな様式である。
⑩ 9 月	審査機関（韓国）	・先進国（米国、豪州、欧州）における輸入木材の合法性の立証制度を調査している。日本のクリーンウッド法とグリーン購入法の義務事項と輸入申告過程を教えてください。日本の輸入申告過程を教えてください。書類を審査する際に必ず確認する項目があれば教えてください。（例えば、数量、金額、原産地、品目、住所など）	・日本のクリーンウッド法は、違法伐採木材の規制ではなく、合法的に伐採された木材等の流通と利用を促進することを目的とする法律で、合法性の確認の方法は貴国の「木材の持続可能な利用に関する法律」とは異なると思われる。クリーンウッド法の下では、輸入業者は、木材等の原材料情報を収集し合法性確認を行うよう取り組む（Due Diligence）こととされており、その詳細は「木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」の第2条に定められている。また、グリーン購入法における木材等の合法性の確認もクリーンウッド法に則して行われます。 【参考】木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令：2-3shourei.pdf (maff.go.jp) クリーンウッド法に関する情報は、web サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載されている。

⑪ 9 月	事業者 (流通)	<p>・客先から、「クリーンウッド法で確認できたとする証明書が欲しい」と言われたが、どのように対処すればよいか。当社は木材問屋で、GL（林野庁ガイドライン）の合法木材供給事業者認定を受けている。クリーンウッド法の登録を受けていないが、証明書を出せるのか。</p>	<p>・御社は合法木材の認定事業者なので、GLに基づいた合法証明書を発行すれば、それを受け取った事業者は、クリーンウッド法に基づき合法性が確認できる。また、GLに基づいた合法証明書がついた木材を購入したときは、その証明書を根拠として御社が「クリーンウッド法に基づき合法性が確認できた」とする証明書を発行できる。その際、クリーンウッド法の登録事業者である必要はない。</p>
⑫ 9 月	事業者 (メーカー)	<p>合法木材の確認方法について、新しい合板を中国から調達する際、その製品が①「合法伐採木材」だと確認するには何（書類や資格）が必要か。</p> <p>②「合法性確認木材」であることを示す方法を教えて欲しい。（木材関連事業者が独自に行う場合、クリアすべき条件や基準など）。</p>	<p>①現行クリーンウッド法の下での合法性の確認は、事業者のデュー・デリジェンス（適当かつ相当な調査）により行う。具体的には、御社が我が国に木材等を輸出する者（中国のサプライヤーなど）に対して合法的に伐採されたことを証明する書類等を提出させ、それら書類等の情報に基づき御社が合法性の確認を行う。合法性の確認ができなかった場合には、リスクの緩和措置を行う。こうした一連の合法性確認の方法は、クリーンウッド法の情報サイト「クリーンウッド・ナビ」の下記 URL に例示されている。掲載されているチェックリスト 1、2 及び 3 などを活用し実践してほしい。</p> <p>https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/attach/pdf/results-1.pdf</p> <p>（特に巻末資料 1 の「クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き」p19 以降に、合法性確認のフローチャート、手引きが掲載されている。）</p> <p>また、どのような書類が合法性の確認に活用できるかの情報は、クリーンウッド・ナビの「国別情報」の中国のページを参照。（こちらのページ→ https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunitbetu/chn/info.html）なお、合法性を確認するための特別な資格は必要ない。</p> <p>②御社が木材等を譲り渡す（販売する）場合には、当該木材等の合法性の確認を行った旨及び合法性の確認ができた（あるいは、できなかった）場合にはその旨を記録した書類を、当該木材を譲り受ける者に提供することになる。その書類への記載（標示）方法については下記 URL に例示。</p> <p>https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html（「3 合法性の確認等の取組方法」の「(4) 木材関連事業者が木材等を譲り渡す際の方法」に記載。）なお、お尋ねの「合法性確認木材」は、令和 7 年春頃施行予定の改正クリーンウッド法における用語となる。改正法の運用は、合法性の確認方法も含め詳細について検討中。今後、上述の情報サイト「クリーンウッド・ナビ」とおして情報提供する予定。</p>

⑬ 10月	事業者 (木材卸業)	・製材工場から木材を購入し、プレカット工場や工務店に販売しているが、クリーンウッド法の改正後は合法性の確認を必ずやらなければならないのか。	・御社の場合、第二種木材関連事業者ということになるが、第二種の事業者は法律改正後も今まで通り確認は義務ではなく努力義務となる。
⑭ 10月	事業者 (小売)	・当社で扱っている家具等について、クリーンウッド法の対象になるか否かを教えて欲しい(リストの送付有)。	・(家具を所管する経産省担当者より、質問者から提出された該当リストに○×を付けて回答あり。)この回答は、あくまで現行法における対象物品の整理であり、改正法における対象物品については今後検討をしていくことになっているのでご注意願いたい。対象物品の詳細については以下のリンクも参照のこと (https://www.kensankyo.org/cleanwood_rev.pdf)。
⑮ 10月	事業者 (建設関係)	・クリーンウッド法改正の内容について、取引事業者に説明できるパンフレットのような資料はあるか。	・改正法が交付された段階であり、まだパンフレットなどの普及用の資料はない。今後、政省令が決まってくるのに合わせてクリーンウッド・ナビで公表されることになるので、ナビを適宜チェックしてほしい。
⑯ 10月	事業者 (文具メーカー)	・ノート等を製造しオーストラリアに輸出しているが、輸出に際し現地の「違法伐採禁止法」によりノートの材料(紙)の合法性証明書を求められたが、どのようなものを渡せばよいのか。	・クリーンウッド・ナビの国別情報の日本のページに、我が国の法律に基づく伐採時点の合法性を示す証明書の種類(どのような森林を伐採するかで書類が異なる)について説明があるので参考にしてほしい。まずは、ノートの材料(紙)の調達先にそのような書類を求めることになる。また、調達先から得られた情報(書類等)と日本の関連する法律を、輸出先(販売先)に説明することになる。
⑰ 10月	個人	・徳島県在住だが、知人から木材を買う場合(知人の所有する山から伐採してくる)、合法性の証明はどのようなものがあるか。	・裏庭のようなところからの伐採であれば、所有者の証明(自分の土地からの伐採であることを自分で証明する書類)があればよいが、広範囲の伐採や保安林等の規制がかかっている森林を伐採する場合は、役所への届け出が必要になるので、地元の役場に問合せを欲しい。また、クリーンウッド・ナビの国別情報(日本)で国内の伐採に関する情報を参照してほしい。

<p>⑱ 10 月</p>	<p>事業者</p>	<p>・第一種木材関連事業者登録をしているが、木材を輸入するに当たり重ねてCOC認証を取得する必要があるか。</p>	<p>・クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録は、登録されている事業者がその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる者であることを示すものであり、取り扱う木材等の合法性が確認されていることを保証するものではない。登録木材関連事業者であっても、取り扱う木材等の合法性の確認を取引ごとに行うことは必要で、その確認にCOC等の認証制度も活用できるということ。上記のことから、クリーンウッド法にもとづき合法性の確認を行うに当たっては、必ずしも森林認証のCoC認証を取得する必要はない。認証材でなくても、原産国の法律を守って伐採されたことが分かる書類が入手できれば、合法性の確認をすることは可能。原産国によって制度や法律が異なるため、詳しくはクリーンウッド・ナビの「国別情報」のページを参照のこと。</p>
<p>⑲ 11 月</p>	<p>事業者 (小 売)</p>	<p>①海外から直接家具家庭用品を輸入しているが、日本のメーカーからも家具家庭用品を仕入れているため、「小売業者」でもある。今回改正法により、合法性の確認が義務に相当するのは、「海外から輸入している家具」のみか。国内のメーカーより仕入れている家具については、合法性の確認および義務は発生しないのか。それとも、事業者として、川上・水際の木材関連事業者でもあり、小売事業者でもあるため、日本のメーカーから仕入れている家具も合法性の確認の義務対象となるのか。 ②小売事業者は木材関連業者への登録ができるようになるとのことだが、こちらはあくまで義務ではなく、登録ができる（企業が自主的に情報を開示できる）だけなのか。</p>	<p>(経産省担当者からの回答) ①合法性確認の義務は、川上・水際の木材関連事業者が行う、海外で作られている木材等（家具含む）を輸入する行為、または素材生産販売事業者から木材等の譲渡しを受ける行為に係るもの。小売事業者であっても、直接外国から木材等を輸入している場合にあっては、義務の対象となる。 ②登録は義務ではない。</p>

<p>⑳ 11 月</p>	<p>事業者</p>	<p>・改正クリーンウッド法 DD チェックリストの作成準備をしているが、チェックリストは船積書類（インボイス、パッキングリスト）毎に作成、それとも仕入先毎に年 1 回（変更点があれば更新）作成、どちらが推奨されるのか。</p>	<p>・合法性の確認は、取引ごとに行う必要があることから、チェックリストはインボイス毎（入荷毎）に作成することが推奨されるが、決まった仕入先から 1 回の契約で何回かに分けて入荷される場合は、年 1 回など定期的に（変更があればその都度）チェックリストを作成することも考えられる。なお、こうした合法性確認を行うタイミングについては、「クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き（令和 5 年 3 月 林野庁）」の「2.2 合法性の確認を行うタイミング」（p15～）に解説されておりますので参照してほしい。 手引き： https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/go/ho/jouhou/pdf/r4/r4report_4.pdf</p>
<p>㉑ 11 月</p>	<p>団体</p>	<p>改正クリーンウッド法で新たに対象となる「小売業」の定義について、薪を販売している事業者は、クリーンウッド法で対象となる「小売事業者」となるのか。小売事業者とは、家具屋、建具屋から道具屋、骨とう品など、木製品を扱う全ての店舗となるのか。</p>	<p>改正クリーンウッド法において「木材等」及び「木材関連事業者」は次のように定義されている。 ・第 2 条一項 「木材等」とは、木材（素材を含み、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。） ・第 2 条四項 「木材関連事業者」とは、次に掲げる事業を行う者をいう。 一、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売を除く。）をする事業 二、素材生産販売事業者から委託を受けて素材の販売をする事業 三、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 四、前三号に掲げるもののほか、木材等を利用する事業であって主務省令で定めるもの 改正法において小売事業者が木材関連事業者に追加されたが、その対象となるのは上記の通り法第 2 条一項が定義する「木材等」について第 2 条四項の事業を行うものとなる。条文に記載のとおり、具体的な対象物品については今後主務省令にて示していく。なお、薪については現行法において木材等の対象外。改正後の取り扱いについては検討中。</p>

⑳ 12 月	事業者 (輸 入)	<p>・東南アジアを中心に木材家具の輸入を行っているが、今回の改正で改正法施行後に輸入通関時に何らかの書類を提出しなければならないのか。植物防疫法や食品衛生法のように、輸入関係他法令の一つとなり輸入通関時に何らかの書類が必要となるのであれば今のうちに準備をしておきたい。現時点では、そのような情報は出されておらず、また改正法の内容を確認しても、通関の際の手続きについては明記されていない。通関時の対応、今後の予定も教えて欲しい。</p>	<p>・林野庁を通して家具を所管する経産省担当者につなぎ回答を依頼</p>
㉑ 12 月	事業者	<p>・改正クリーンウッド法の施行日は、令和7年4月1日となっているが、詳しい内容は事前に公表されるそうだが、その内容と時期は。</p>	<p>・内容等については現在、検討中。施行前には何らかの形で、事前に一般の方々から意見を伺う機会もあると考えられる。また、公表資料は適宜クリーンウッド・ナビHPに掲載されることになっているので確認してほしい。</p>
㉒ 12 月	事業者	<p>・クリーンウッド法の登録と森林認証の認証との違いは。森林認証のほうが合法性より広範囲の環境配慮が求められるので、CoC認証を受けていればクリーンウッド法の登録もOKとはならないのか。</p>	<p>・クリーンウッド法の登録と森林認証は異なる制度なので、クリーンウッド法の登録事業者となる場合は、森林認証の認証企業であっても、別途登録実施機関に登録の申請が必要となる。(費用も別途かかる)ただし、森林認証を受けている企業であれば、クリーンウッド法の登録の要件・能力はすでに満たしていると考えられる。</p>
㉓ 12 月	団体	<p>・クリーンウッド法の対象物品について、広葉樹製材の端材、おが粉等で製作するキノコ栽培用のおが粉はクリーンウッド法の対象になるのか。</p>	<p>・広葉樹製材の端材、おが粉は現行クリーンウッド法の対象ではない。また、それらから製造されるきのこ栽培用のおが粉も現行クリーンウッド法の対象にはならない。改正クリーンウッド法において対象となる木材等の詳細については現在検討中であり、今後、クリーンウッド法の情報サイト「クリーンウッド・ナビ」をとおして情報提供する。 なお、例えば、丸太などから最初からきのこ栽培用としておが粉を製造する場合としても、おが粉は現行クリーンウッド法の対象とならない。</p>

<p>②6 2024 年 1 月</p>	<p>事業者 (バイオマス 発電)</p>	<p>・当社はバイオマス発電の運営、山林所有・管理をしている。この度、原木の調達関連で色々と調査をすると令和7年4月施行の改正クリーンウッド法にて木材関連事業者の認定取得が義務付けられることを確認した。 事業者登録に当たり、弊社が原木を購入・加工する第一種が該当すると認識しており、その際に必要な申請事項、書類及び認定取得までに必要な期間(目安)をご教授いただきたい。</p>	<p>・質問にある「この度、原木の調達関連で色々と調査をすると令和7年4月施行の改正クリーンウッド法にて木材関連事業者の認定取得が義務付けられることを確認した。」については、改正クリーンウッド法で義務付けられるのは「川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等」及び「素材生産事業者による情報提供」です。質問の「木材関連事業者の認定取得」とは、木材関連事業者の登録のことを指していると思われるが、木材関連事業者の登録は改正後も任意であり義務付けられてはいない。改正クリーンウッド法における木材関連事業者の登録の詳細については現在検討中であり、今後、クリーンウッド法の情報サイト「クリーンウッド・ナビ」等をとおして情報提供する。 なお、現行法での登録の際に必要な申請書類、登録までに要する期間等は、直接登録実施機関にお尋ねいただきたい。 (御社はバイオマス発電関係なので、問合せにあたっては日本合板検査会、日本ガス機器検査協会、日本森林技術協会のうちのいずれかが適当と思われる。)</p>
<p>②7 2 月</p>	<p>事業者 (運輸)</p>	<p>・梱包材としての木箱・木製パレットはクリーンウッド法の対象か。今後、対象となる見込みはあるか。</p>	<p>・(経産省からの回答) 現行法では、木箱、木製パレットは対象外。また、改正法で対象となるかは今後省令等で示していく予定。</p>
<p>②8 2 月</p>	<p>事業者 (木質バイオマス)</p>	<p>①木質バイオマス発電の事業者認定についての質問(森林認証関係)のため省略。 ②クリーンウッド法の登録の申請方法について教えて欲しい。</p>	<p>①木質バイオマス発電については、林野庁の担当窓口を紹介するのでそこで確認してほしい。また、森林認証については制度の概要を説明した。 ②クリーンウッド法の登録についての詳細は、クリーンウッド・ナビに掲載されている「登録実施機関」に確認してほしい。御社の場合、合板検査会、ガス機器検査協会に申請することになる。</p>

<p>②⑨ 2 月</p>	<p>事業者 (製 紙)</p>	<p>・ロシアから木材を輸入する際、現地の供給先から「植物検疫証明書」が送られてきたが、この書類で合法性を確認することができたと認識してよいか。(証明書の写しを添付ファイルで送付)</p>	<p>・クリーンウッド法における合法性の確認は木材関連事業者のDDにより行うこととされている。すなわち貴社が木材等の輸入を行っている事業者(第1種木材関連事業者)であれば、木材等を我が国に輸出する者に対し必要な書類を提出させ、自ら、それらの情報を踏まえ合法性の確認を行うことになる。(クリーンウッド・ナビに掲載されている書類は、「合法性の確認に活用できる書類」の例。書類があるかないかだけで判断することなく、書類の記載内容に齟齬がないか等を踏まえて判断することになる。)</p> <p>林野庁では、木材関連事業者が合法性の確認を行うための手引きを作成し公表している。本手引きでは、チェックリストにより手順を踏んで合法性の確認ができるようになっているので、貴社の合法性の確認に活用してほしい。</p> <p>また令和5年5月8日に改正クリーンウッド法が公布され、その施行は令和7年4月1日からとされている。現在、改正クリーンウッド法の施行に向けて、対象物品を含む運用等に関する詳細を検討中であり、今後省令等で公表する予定。最新の情報はクリーンウッド法の情報サイト「クリーンウッド・ナビ」等をとおして情報提供していく。</p>
<p>③⑩ 2 月</p>	<p>事業者 (工務 店)</p>	<p>・助成事業(外構部の木質化)の利用でクリーンウッド法の登録を検討しているが、どこに問合せればよいか。</p>	<p>・登録する際の手続き等の詳細は、クリーンウッド・ナビの「登録をお考えの方はこちら」のページに掲載されている登録実施機関にお尋ねいただきたい。</p>
<p>③⑪ 2 月</p>	<p>事業者 (バイ オマス 発電)</p>	<p>・クリーンウッド法の登録に関して、当社は日本ガス機器検査協会に申請するのが適切か。(他に、木質バイオマス発電に関する質問あったが省略)</p>	<p>・御社の場合、「日本ガス機器検査協会」と「日本合板検査会」が登録申請先として適当と思われる。また、木質バイオマス発電に関するお尋ねは、木質バイオマスの利用推進について：林野庁(maff.go.jp) (https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/)を参照のうえ不明点は記載の問合せ先(木材利用課木質バイオマス担当)に確認してほしい。</p>

<p>③② 2 月</p>	<p>行政 (県)</p>	<p>・改正クリーンウッド法において、第一種事業者がガイドラインに基づく認定事業者(素材生産事業者)が発行する合法証明書のみを使って、合法性の確認をすることは可能か。それとも、合法証明書以外にも行政が発行する伐採届なども確認する必要があるのか。</p>	<p>・改正クリーンウッド法(令和7年4月1日施行)では、原材料情報を踏まえて合法性確認を行うこととしている。原材料情報は、樹種、伐採地域、違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報からなるが、違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報については、法律で、①伐採造林届、②原産国発行の伐採証明書(国外)、政令で③前記①、②に代わる違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報、が規定されており、①～③は同列の扱いとなっているところ。 おたずねのガイドラインに基づく合法証明は③に該当する見込みだが、③は①に代わる情報なので、③を収集した場合、①を収集する必要はなく、③の情報を用いて合法性確認をしていただいで差支えない。</p>
<p>③③ 3 月</p>	<p>事業者 (家具 の輸 入)</p>	<p>・中国、東南アジアから家具を輸入しているが、どのような方法で合法性を確認しているか、他社の事例があれば教えて欲しい。(クリーンウッド・ナビを見ても公的書類の例は載っているが、事業者がどのように確認しているかわからない)</p>	<p>・個別企業の具体的な対応方法を詳細には把握していないが、現地の駐在員が定期的の確認していたり、サプライヤーと合法伐採木材を供給するとの覚書(協定書)のようなものを取り交わす、という対応を取っている事例をきいたことがある。なお、インドネシアは合法性を証明する制度(SVLK事業者認証に基づくV-Legal Document:木材合法性証明文書)があるので、それを活用して確認ができる。</p>